

○経済産業省告示第四十六号

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和六年経済産業省令第十八号）の施行に伴い、火薬類取締法施行規則第三十一条の三の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和三十五年通商産業省告示第七十六号）の一部を次のように改正し、同令の施行の日から施行する。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
一 防爆壁は、その内面の壁脚から煙火火薬庫の外壁まで二メートル（爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設ける場合にあつては、当	一 防爆壁は、その内面の壁脚から煙火火薬庫の外壁まで二メートル（準備工室に設ける場合に あつては、当該準備工室の外壁まで一メートル

該爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の外壁まで一メートル）以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。

二 防爆壁は、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎を堅ろうにすること。

三 補強コンクリートブロック造の防爆壁は、日本産業規格 A 五四〇六（二〇一七）（建築用コンクリートブロック）で定める空洞ブロックを使用して構築すること。

四 防爆壁の高さは、煙火火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の軒の高さ（爆発の危険のある日乾場に設ける場合にあつては、

）以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。

二 防爆壁は、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎を堅ろうにすること。

三 補強コンクリートブロック造の防爆壁は、日本工業規格 A 五四〇六（一九五八）（空洞コンクリートブロック）で定めるものを使用して構築すること。

四 高さは、煙火火薬庫の軒までの高さ（爆発の危険のある日乾場に設ける場合にあつては、二・五メートル）以上とし、厚さは、鉄筋コンク

二・五メートル）以上とし、防爆壁の厚さは、鉄筋コンクリート造の場合にあつては十五センチメートル（煙火火薬庫以外に設ける場合にあっては、十センチメートル）以上、補強コンクリートブロック造の場合にあつては十九センチメートル（煙火火薬庫以外に設ける場合にあっては、十五センチメートル）以上とすること。

五 出入口には、その外側に更に防爆壁を設けることその他の火薬類の爆発の際直接の衝動波が外に出ないようにするための措置を講ずること。

リート造の場合にあつては十五センチメートル（爆発の危険のある工室、火薬類一時置場又は爆発の危険のある日乾場に設ける場合にあっては、十センチメートル）以上、補強コンクリートブロック造の場合にあつては二十センチメートル（爆発の危険のある工室、火薬類一時置場又は爆発の危険のある日乾場に設ける場合にあっては、十五センチメートル）以上とすること。

五 出入口には、その外側に更に防爆壁を設ける等爆発の際直接の爆発波が外に出ないように措置を講ずること。

[